

26.3 特定公園施設の買入れについて 討論

議案第20号 特定公園施設の買入れについて、生活者ネットワークとして賛成の討論をいたします。

生活者ネットワークはこれまでも申し上げている通り、Park-PFIの導入に反対はしていません。都市公園法に規定する 公募設置管理制度 Park-PFIにより整備される 鷹の台公園や中央公園グラウンドの 特定公園施設を買入れることは、2024年5月に示された 鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修・管理運営事業 公募設置等指針にも 認定計画提出者は設計完了後 工事着手前に市と特定公園施設の建設・譲渡契約書を締結することと、譲渡契約手続き完了後に 市は譲渡代金を支払うことが明記されています。この指針にのっとり 公募に応じた 買入れの相手方であるこだいらパークコネクトグループに対し 特定公園施設の買入れ金額を支払うことは当然のことと考えます。

賛成するにあたり以下要望を申し述べます。2024年3月定例会で上程された小平市体育館条例の一部を改正する条例についての私どもの反対討論でもお示しましたが、グラウンドの改修に人工芝を導入することは市のCO2の対策やごみの発生抑制などの環境への配慮の観点が著しく欠けていることから、今後、市民や事業者と協議しながら機会を捉えて天然芝の導入を検討していくことを強く要望し、生活者ネットワークの賛成討論といたします。